

能や府県と市町村の相互関係を分析・考察するにあつたては、府県の地域の出先機関・地方事務所（保健所、福祉事務所を含む）などのあり方に関する分析・考察が重要になってくる。本庁－出先機関・地方事務所関係、出先機関・地方事務所－市町村関係の調査・研究も今後の課題である。

長野県のホームページにある、例えば次のような2人のコメントにより、長野県において市町村支援に関連する部署の課長クラスの仕事に関する考え方・スタンスの一端を推測することができるように思う。「みんなが誇りにしたい、自慢したい地域（ふるさと）を創っていく皆さんの活動を支援することが『コモンズ・地域政策チーム』の役割。法律や前例にとらわれない発想で、地域政策や自治体戦略のお手伝いを致します」。「三位一体の改革など地方行財政全般の行方が不透明な中ではありますが、地域主権に根ざした真の住民本位の自治に少しでも近付けるように、微力ながら、県下102市町村のコンシェルジュとして努力して参りたいと考えておりますので、お気軽にご相談ください」。これらの県職員のように、府県政府・職員が、市町村政府にとって「ミニ霞が関」的権力主体的な実態・意識から、「補完性の原理」や地方分権一括法に基づく対等・協力の政府間関係的な実態・意識へ、実際にどれだけ転換できているのか、あるいはしようとしているのか。完全自治体化され新しい可能性が広がった府県・地方政府において知事やそのもとで実際に具体的な政策を創りだし実施している組織のあり方と個々の職員の意識や仕事のあり方が変化・転換することで、それらの総体としての府県政府のパフォーマンスが増大し、市町村のパフォーマンスを含めた「自治の総量」が格段に拡大するのである。「平成の大合併」や「三位一体の改革」において厳しさを深めた中山間地域・農山漁村地域の自治体・府県政府では特に、その機能・政策を再構築して「自治の総量」を拡大する取り組みが早急に求められている。

【本研究の一部は、平成17年度厚生労働科学研究費補助金（政策科学推進研究事業）〔研究課題名（課題番号）：介護予防対策の費用対効果に着目した経済的評価に関する研究－過疎地域町村における介護予防対策事業の経済的・社会的効果と評価指標の考察－（H17－政策－009）〕によって行われた。】

- * 1 西尾勝編著『都道府県を変える！ 国・都道府県・市町村の新しい関係』ぎょうせい、2000年、はしがき。
- * 2 岩崎美紀子[地方分権改革と広域行政]『地方自治叢書14 分権改革と自治の空間』敬文堂、2001年、76ページ。
- * 3 今村都南雄「問われる都道府県の役割」『都市問題』第92巻3号、2001年3月、13ページ。
- * 4 総務省ホームページの市町村合併に関する資料より。
- * 5 長野県市町村課まちづくり支援室の資料より。
- * 6 長野県総合計画審議会『未来への提言～コモンズからはじまる、信州ルネッサンス革命～』（2004年3月15日）。
- * 7 長野県「長野県市町村『自律』支援プラン～新たなる「コモンズ」の創出を目指して～」（2003年9月）。なお、長野県の市町村「自律」支援プランや市町村による自立計画の実際について紹介・分析しているものとしては、加茂利男編著『資料と解説 自治体自立計画の実際』（自治体研究社、2004年）、が参考になる。また、小規模町村の自律を含む自治システムのあり方としては、加茂利男『新しい地方自治制度の設計』（自治体研究社、2005年）が参考になる。
- * 8 「ゼロ予算事業」とは、「人件費こそ最大の事業費です！」という考え方に基づいており、「職員自ら汗をかき、智恵を出して進めていく」事業で、「予算がなければ事業ができないという固定観念を捨て、職員一人ひとりが、県民の皆様が真に求めるサービスのために、意欲をもって力を尽くしてい」くことをめざす事業である。2003年度から取り組まれており、3年目の2005年度では、200近い事業が各課、各現地機関で考案され、実施されているものである。長野県ホームページ、<http://www.pref.nagano.jp/keiei/seisakut/zero/zero-yosan.htm>、参照。
- * 9 市町村「自律」研究チーム『市町村「自律」研究報告書－「自律」する自治体をめざして－』（2003年2月）。
- * 10 同、「はじめに」。
- * 11 長野県市総務部市町村課資料、及び2005年11月28日に市町村課にヒアリング調査を行った内容を含んでいる。
- * 12 長野県市町村課資料。
- * 13 長野県朝日村『～5000人による5000人のための～朝日村自立計画』（2003年12月）、及び2005年12月19日に朝日村保健福祉課・村づくり推進室に対するヒアリング調査とそこでえた資料による。
- * 14 長野県ホームページ、<http://www.pref.nagano.jp/keiei/callc/shicyouson/17zisseki.pdf>
- * 15 長野県ホームページ、<http://www.pref.nagano.jp/keiei/comosei/sientai/sientai.htm>

- * 16 長野県市総務部市町村課資料より。
- * 17 下伊那地域振興戦略会議「新たな自治体運営『南信州モデル』実践プラン」(2004年11月19日)、および、<http://www.pref.nagano.jp/keiei/comosei/shimoina/shimoina.htm>、参照。
- * 18 長野県経営戦略局コモンズ・地域政策チーム作成資料、および、長野県ホームページ <http://www.pref.nagano.jp/keiei/comosei/sienkin/sienkin.htm>。なお、2005年11月28日にコモンズ・地域政策チームにヒアリング調査を行った内容を含んでいる。
- * 19 松本英昭『第四次改訂版 要説地方自治法』ぎょうせい、2005年、169ページ。
- * 20 鈴木庸夫「地方公共団体の役割及び事務」『ジュリスト増刊 新しい地方自治・地方分権』有斐閣、2000年5月、65～66ページ。
- * 21 人見剛「都道府県は市町村の補完機能を強化せよ」『ガバナンス』No.10、2002年2月、同「基礎的自治体と広域的自治体再論」『地方自治叢書16 自治制度の再編戦略』敬文堂、2003年。市川喜崇（「道州制の論拠と課題」『月刊自治フォーラム』vol.546、2005年3月、9ページ）も、「都道府県は今後も補完機能を担い続ける必要がある」ことを指摘している。
- * 22 吉川浩民「新都道府県論」横道清孝編著『地方制度改革』ぎょうせい、2004年、251ページ。
- * 23 神奈川県自治総合研究センター「指定都市と県」研究チーム『指定都市と県：都市型社会における都市と府県の役割分担と協働のあり方』神奈川県自治総合研究センター、1990年。
- * 24 磯崎初仁「分権改革の焦点は都道府県にあり」西尾勝編著、前掲書、所収。なお、磯崎のいう「機能」という言葉は、「事務」と一定程度置き換え可能であり、「府県」は「都道府県」という意味で使われていると思われる。
- * 25 同、41～2ページ。
- * 26 同、42～7ページ、および、神奈川県自治総合研究センター「指定都市と県」研究チーム、前掲書。府県の将来像として府県機能を考える議論には、磯崎と内容的にはほぼ重なるが、①広域的機能、②補完的機能、③支援・媒介的機能、④先導的機能、の4つに区分する議論がある（田島平伸「府県制度改革と府県の機能」『都市問題』第92巻3号、2001年3月、79～80ページ）。
- * 27 今村都南雄『地方分権と自治体連合』敬文堂、1994年、224～8ページ。
- * 28 三橋良士明「これからの都道府県のあり方をめぐって」『季刊自治と分権』No.13、2003年10月、41ページ、同「地方制度調査会『最終答申』を斬る」『季刊自治と分権』No.14、2004年冬、108ページ。
- * 29 全国知事会『地方分権下の都道府県の役割－自治制度研究会報告－』（2001年7月）、52～55ページ。
- * 30 新藤宗幸「自治制度の改革構想」自治体学会編『年報自治体学 自治体で生きる－魅力と可能性－』第6号、1993年、113ページ。
- * 31 外川伸一『分権型社会における都道府県改革の視座』公人の友、2001年、48～9ページ。
- * 32 新藤宗幸『第2版 地方分権』岩波書店、2002年、19ページ。
- * 33 辻清明『日本の地方自治』（岩波新書、1976年）。
- * 34 同、111～129ページ。

- *35 同、129～138ページ。
- *36 同、139～164ページ。
- *37 同、163～4ページ。
- *38 水口憲人「地方自治と民主主義」『政策科学』第7巻3号、2000年、311ページ。
- *39 同、304～5ページ。
- *40 新藤、前掲、「自治制度の改革構想」、112ページ。
- *41 新藤宗幸「日本のガヴァナビリティと都道府県」『自治体学研究』第45号、1990年、51ページ。
- *42 村松岐夫「地方自治」東京大学出版会、1988年、87～9ページ。
- *43 市川喜崇「中央－地方関係と分権化」福田耕治編『行政の新展開』法律文化社、2002年、47～8ページ。
- *44 西尾勝『行政学の基礎概念』東京大学出版会、1990年、415ページ。
- *45 磯部力「『分権の中味』と『自治の総量』」『ジュリスト』No.1031、1993年10月、36～37ページ。
- *46 曾我謙吾「都道府県・市町村関係の現状と今後の展望」『都市問題』第91巻4号、2000年4月、73～74ページ。
- *47 磯崎初仁「都道府県の機能と広域行政」『月刊自治研』vol.46 no.537、2004年6月、34～6ページ。
- *48 保母武彦「農山村地域と広域行政」『地方自治叢書3 広域行政と府県』敬文堂、1990年、78ページ。
- *49 水口憲人「分権改革－どのような変化か－」『地方自治叢書14 分権改革と自治の空間』敬文堂、2001年、49ページ。
- *50 加茂、前掲書、「新しい地方自治制度の設計」、参照。
- *51 総務省ホームページの市町村合併に関する資料より。
- *52 秋田県総務企画部市町村課の資料を参照。